

令和2年度主な施策等一覧（健康福祉局）

区 分	事 項	予 定 額 千円
新 規	在宅高齢者訪問理美容サービス事業	16,331
	敬老パス対象交通拡大等の準備	363,071
	民間特別養護老人ホームの整備補助	370,000
	民間特別養護老人ホームにおける多床室の改修補助	79,272
	高齢者福祉施設の開設準備経費補助	155,002
	障害者グループホームバリアフリー化改修補助	6,750
	民間障害者グループホームの整備補助	30,515
	民間障害者グループホームのスプリンクラー等整備補助	20,233
	民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	205,900
	フレイル対策の推進	7,000
拡 充	外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業	15,000
	認知症施策の推進	77,495
	成年後見あんしんセンターの運営	58,025
	高齢者就業支援の推進	9,000
	上飯田福祉会館のセミリニューアル改修	145,000
	八事福祉会館移転改築の設計	13,000
	第6期障害福祉計画の策定	5,040
	重度訪問介護利用者の大学修学支援	4,600
	障害者スポーツ実施環境の整備等	13,000
	はつらつ長寿プランなごや2021の策定	3,200
	いきいき支援センターの相談支援機能の強化	3,828

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(新規) 在宅高齢者訪問理美容サービス事業	草案頁	21頁
予 定 額	16,331千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅高齢者が、訪問による理美容サービスを受けやすくなるよう支援し、福祉の向上を図る。</p> <p>2 内容 (1) 対象者 介護保険の要介護認定3～5を受けており、外出により理美容サービスを利用することが困難な65歳以上の在宅高齢者</p> <p>(2) 実施方法 利用希望者に対して利用券を交付し、愛知県理容生活衛生同業組合又は愛知県美容業生活衛生同業組合の加盟店が提供する訪問による理美容サービスを受けた場合、訪問に係る費用を市が負担する。 (ただし、理美容に係る費用は自己負担)</p> <p>(3) 利用回数 1人当たり年間6回まで(令和2年度は3回まで)</p> <p>3 開始時期 令和2年10月</p>		
担 当 課	高齡福祉部 高齡福祉課 電話972-4627(内線4627)		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>老人福祉総務費 16,331千円 (需用費 1,160千円 役務費 200千円 委託料 14,971千円)</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>(1) 実施方法 愛知県理容生活衛生同業組合及び愛知県美容業生活衛生同業組合への委託 (事業の流れ) ①利用希望者が区・支所に利用申請 ②区・支所から対象者に対して利用券を交付 ③訪問理美容1回ごとに、対象者から理容師・美容師に利用券を1枚渡す ④組合において利用券をとりまとめ、市に対して請求</p> <p>(2) 対象者 介護保険の要介護3～5の認定を受けており、外出により理美容サービスを利用することが困難な65歳以上の在宅高齢者 ※年間の利用見込は延べ4,000回(他都市実績から推計) ※対象者決定にあたっては、要介護認定に係る認定調査票や主治医意見書等に基づき、日常生活自立度等により確認する予定</p> <p>(3) 理容所・美容所 愛知県理容生活衛生同業組合及び愛知県美容業生活衛生同業組合に加盟する理容所及び美容所</p> <p>(4) 利用回数 1人当たり年間6回まで(令和2年度は3回まで)</p> <p>(5) 委託単価 3,500円/回(訪問に係る費用を市が負担し、理美容に係る費用は自己負担とする。)</p> <p>(6) 事業開始 令和2年10月</p>

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(新規) 敬老パス対象交通拡大等の準備	草案頁	21頁 28頁
予 定 額	363,071千円		
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>敬老パス制度をより使い勝手がよく、公平で持続可能な制度とするため、新たに名鉄、近鉄及びJR東海の市内運行区間を対象として、償還払い方式による対象交通の拡大と利用限度の設定を行う。令和2年度は本市及び各交通事業者等において必要なシステム改修を実施する。</p> <p>また、併せて福祉特別乗車券についても、償還払い方式による対象交通の拡大を行うことから、必要なシステム改修を実施する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 対象交通の拡大</p> <p>新たに名鉄、近鉄及びJR東海の市内運行区間を対象に、償還払いによる方法で適用</p> <p>(2) 利用限度の設定</p> <p>敬老パスについては、有効期間内における利用限度回数を730回に設定</p> <p>(3) 適用方法</p> <p>利用申請に基づき、対象区間の利用実績に応じて運賃相当額を2か月ごとに利用者へ償還する。</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和2年度 本市及び各交通事業者等のシステム改修</p> <p>令和3年度 敬老パス利用者・未利用者への周知等 償還払い用口座の登録、新規利用申請等の事務処理 対象交通拡大及び利用限度回数の適用開始(2月目標)</p> <div style="text-align: right;">   </div>		
担 当 課	<p>高齢福祉部 高齢福祉課 電話972-4627 (内線4627)</p> <p>障害福祉部 障害企画課 電話972-2587 (内線2587)</p>		

<p>予 定 額 訳 内 訳</p>	<p>老人福祉総務費 337,591千円 (委託料 63,520千円 負担金補助及び交付金 274,071千円) 障害者福祉費 25,480千円 (委託料)</p>																										
<p>事業の詳細</p>	<p>1 対象交通の拡大 新たに名鉄、近鉄及びJR東海の市内運行区間を対象に、償還払いによる方法で適用する。</p> <p>〈対象交通拡大により利用が可能となる路線及び区間〉</p> <table border="1" data-bbox="416 495 1390 1077"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>対象路線</th> <th>対象区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">名 鉄</td> <td>名古屋本線</td> <td>東枇杷島～中京競馬場</td> </tr> <tr> <td>常滑線</td> <td>豊田本町～柴田</td> </tr> <tr> <td>瀬戸線</td> <td>栄町～大森・金城学院前</td> </tr> <tr> <td>築港線</td> <td>大江～東名古屋港</td> </tr> <tr> <td>犬山線</td> <td>東枇杷島～上小田井(※2)</td> </tr> <tr> <td>小牧線(※1)</td> <td>上飯田～味鋤</td> </tr> <tr> <td>近 鉄</td> <td>近鉄名古屋線</td> <td>近鉄名古屋～戸田</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">J R 東海</td> <td>東海道本線</td> <td>名古屋～南大高</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>名古屋～新守山</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋～春田</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：上飯田連絡線として平成30年度より適用済み ※2：下小田井駅は市外駅（清須市）であるため適用対象外</p> <p>2 利用限度の設定（敬老パスのみ） 対象交通の拡大に係る財源確保策として、利用限度回数を730回に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用限度は、居住地域ごとの公平性と利用者のわかりやすさを確保するため、「回数」で設定 ・敬老パスの交付又は期限更新後の有効期間の初日から末日まで（初年度は適用開始日から有効期間の末日まで）の利用回数を集計 ・年間利用回数が限度内に収まる者は、従前どおり有効期限の29日前から期限更新を行うことが可能 ・上限到達者に対しては、本人に利用停止予告を通知し、一定の猶予期間を設けた上で有効期間の末日まで利用停止措置を実施 ・上限到達者は、利用停止措置期間内の期限更新は不可 ・利用者には利用実績を通知 <p>3 システム改修について 償還払いの適用及び利用限度設定に対応するため、本市システム及び交通事業者等のシステム改修を実施</p>	事業者名	対象路線	対象区間	名 鉄	名古屋本線	東枇杷島～中京競馬場	常滑線	豊田本町～柴田	瀬戸線	栄町～大森・金城学院前	築港線	大江～東名古屋港	犬山線	東枇杷島～上小田井(※2)	小牧線(※1)	上飯田～味鋤	近 鉄	近鉄名古屋線	近鉄名古屋～戸田	J R 東海	東海道本線	名古屋～南大高	中央本線	名古屋～新守山	関西本線	名古屋～春田
事業者名	対象路線	対象区間																									
名 鉄	名古屋本線	東枇杷島～中京競馬場																									
	常滑線	豊田本町～柴田																									
	瀬戸線	栄町～大森・金城学院前																									
	築港線	大江～東名古屋港																									
	犬山線	東枇杷島～上小田井(※2)																									
	小牧線(※1)	上飯田～味鋤																									
近 鉄	近鉄名古屋線	近鉄名古屋～戸田																									
J R 東海	東海道本線	名古屋～南大高																									
	中央本線	名古屋～新守山																									
	関西本線	名古屋～春田																									

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(新規) 民間特別養護老人ホームの整備補助	草案頁	22頁															
予 定 額	370,000千円																	
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い方ができるかぎり早期に入所できるよう、「はつらつ長寿プランなごや2018(第7期計画)」で定める令和2年度までの整備目標に基づき、特別養護老人ホームの整備を推進する。</p>																	
	<p>2 整備補助か所数及び定員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>整備か所数</th> <th>定 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>新規整備</td> <td>1</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>継続整備</td> <td>1</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	整備か所数	定 員 数			人	新規整備	1	100	継続整備	1	100	計	2	200
	区 分	整備か所数	定 員 数															
			人															
新規整備	1	100																
継続整備	1	100																
計	2	200																
<p>3 特別養護老人ホームの整備状況(着工ベース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>整備か所数</th> <th>定 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>121</td> <td>8,900</td> </tr> <tr> <td>2年度新規整備</td> <td>1</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>122</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	整備か所数	定 員 数			人	令和元年度末	121	8,900	2年度新規整備	1	100	計	122	9,000	
区 分	整備か所数	定 員 数																
		人																
令和元年度末	121	8,900																
2年度新規整備	1	100																
計	122	9,000																
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話972-2539(内線2539)																	

予 定 額 内 訳	補助金 370,000千円			
事業の詳細	1 助成額 3,700千円×定員（進捗率に応じて、2か年で助成）			
	2 整備概要			
		区 分	新規分	継続分
		法 人	（福）杏園福祉会	（福）貴和会
		予定地	熱田区六番一丁目	中村区日吉町
		定 員	100名	100名
	助 成 額	令和元年度	—	37,000千円 （全体の10%分）
		令和2年度	37,000千円 （全体の10%分）	333,000千円 （全体の90%分）
		令和3年度	333,000千円 （全体の90%分）	—
		想定スケジュール	着工：令和3年1月 開設：令和4年4月	着工：令和2年3月 開設：令和3年6月
※継続分の令和元年度分（37,000千円）は、工事着手の遅れにより、令和2年2月市会において令和2年度への繰越明許を上程				

民間特別養護老人ホーム整備事業の概要

【ユニット型】

新規整備 (1か所 100人)

区 分	定員30人以上
法人名	(福) 杏園福祉会
予 定 地	熱田区六番一丁目
定 員	100人
併 設 事 業	居宅介護支援
建 物	鉄骨造 地上7階建 延床面積 4,042.24㎡
そ の 他	令和2年度～3年度の2か年事業

継続整備 (1か所 100人)

区 分	定員30人以上
法人名	(福) 貴和会
予 定 地	中村区日吉町
定 員	100人
併 設 事 業	小規模多機能型居宅介護 29人 訪問介護 居宅介護支援
建 物	鉄骨造 地上7階建 延床面積 4,456.31㎡
そ の 他	令和元年度～2年度の2か年事業

民間特別養護老人ホーム整備予定地

法人名：(福) 杏園福祉会

所在地：熱田区六番一丁目



法人名：(福) 貴和会

所在地：中村区日吉町



令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(新規) 民間特別養護老人ホームにおける 多床室の改修補助	草案頁	22頁												
予 定 額	79,272千円														
事業の概要	<p>1 趣旨 既設の特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるため、県の基金を活用してプライバシーに配慮した多床室(※)への改修経費を助成する。</p> <p>(※) プライバシーに配慮した多床室 間仕切り等(家具・カーテンは不可)を設置し、できる限りのプライバシーを確保した多床室</p> <p>2 補助か所数 1か所(108床)</p> <table border="1" data-bbox="435 1133 1273 1585"> <tr> <td>区 分</td> <td>改 修</td> </tr> <tr> <td>法 人 名</td> <td>(福)愛知玉葉会</td> </tr> <tr> <td>施 設 名</td> <td>第二尾張荘</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>守山区川東山</td> </tr> <tr> <td>施 設 定 員</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>改 修 床 数</td> <td>108床</td> </tr> </table> <p>3 助成額 734千円×改修床数を上限</p>			区 分	改 修	法 人 名	(福)愛知玉葉会	施 設 名	第二尾張荘	所 在 地	守山区川東山	施 設 定 員	140人	改 修 床 数	108床
区 分	改 修														
法 人 名	(福)愛知玉葉会														
施 設 名	第二尾張荘														
所 在 地	守山区川東山														
施 設 定 員	140人														
改 修 床 数	108床														
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話972-2539(内線2539)														

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>補助金 79,272千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 補助金申請手続きの流れ</p> <p>改修工事施工業者</p> <p>① 改修工事 依頼</p> <p>② 見積書・ 図面の作成</p> <p>⑤ 改修工事 開始・完了</p> <p>⑧ 改修工事費 支払</p> <p>補助対象法人</p> <p>③ 補助金 交付申請</p> <p>④ 補助金 交付決定</p> <p>⑥ 補助金 実績報告</p> <p>⑦ 補助金額 確定・支払</p> <p>名古屋市 (介護保険課)</p> <p>2 想定スケジュール 改修開始：令和2年8月 改修完了：令和3年2月</p>

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(新規) 高齢者福祉施設の開設準備経費補助	草案頁	22頁						
予 定 額	155,002千円								
事業の概要	<p>1 趣旨 高齢者福祉施設の円滑な開設に向け、早期からの体制整備を支援するため、県の基金を活用して開設準備経費を助成する。</p> <p>2 補助対象</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 認知症高齢者グループホーム</td> <td>8か所</td> </tr> <tr> <td>(2) 小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>4か所</td> </tr> </table> <p>3 補助内容</p> <p>(1) 対象経費 施設開設前6か月間に係る準備経費 (職員雇上経費、職員募集経費、備品購入経費 等)</p> <p>(2) 助成額</p> <p>ア 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 839千円×(宿泊)定員数を上限</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1か所当たり14,000千円を上限</p>			(1) 認知症高齢者グループホーム	8か所	(2) 小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4か所
(1) 認知症高齢者グループホーム	8か所								
(2) 小規模多機能型居宅介護事業所	1か所								
(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	4か所								
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話972-2539 (内線2539)								

予 定 額 訳 内	補助金 155,002千円	
事業の詳細	1 助成額	
	区 分	助成額
	認知症高齢者グループホーム (8か所)	91,451千円 (839千円×定員109人)
	小規模多機能型居宅介護事業所 (1か所)	7,551千円 (839千円×定員9人)
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 (4か所)	56,000千円 (14,000千円×4か所)
	2 補助対象経費 施設開設前6か月間に係る準備経費	
主な経費	助成額	
職員雇上経費	看護、介護職員等（職種は問わず）の雇上 経費（最大6か月間の訓練期間における給 料・職員手当等）	
職員募集経費	広報誌の発行・掲載費、就職説明会等の活 動費等	
備品購入経費	パソコン、事務机、その他事務機器等	

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(新規) 障害者グループホーム バリアフリー化改修補助	草案頁	27頁						
予 定 額	6,750千円								
事業の概要	<p>1 趣旨 入居者の高齢化等により、既存のグループホームのハード面が原因で日常生活に支障をきたしているケースが見受けられる。 については、障害者の自立した生活の継続のために必要な少額のバリアフリー改修整備に係る費用の一部に対し、本市独自に補助を行う。</p> <p>2 補助内容</p> <table border="1" data-bbox="438 1003 1402 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 1003 703 1081">対象法人</th> <th data-bbox="703 1003 1121 1081">補助要件</th> <th data-bbox="1121 1003 1402 1081">補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 1081 703 1429">すべての法人</td> <td data-bbox="703 1081 1121 1429">入居者の心身の状況や住居の状況などからみて必要なバリアフリー改修整備</td> <td data-bbox="1121 1081 1402 1429">対象経費 (300千円未満) の3/4を補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 改修内容 手すりの取り付け、段差の解消等</p> <div data-bbox="1077 1675 1402 1787">   </div>			対象法人	補助要件	補 助 額	すべての法人	入居者の心身の状況や住居の状況などからみて必要なバリアフリー改修整備	対象経費 (300千円未満) の3/4を補助
対象法人	補助要件	補 助 額							
すべての法人	入居者の心身の状況や住居の状況などからみて必要なバリアフリー改修整備	対象経費 (300千円未満) の3/4を補助							
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話 972-2560 (内線2560)								

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>補助金 6,750千円 (対象経費300千円未満 × 補助率3/4 × 30か所)</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>【補助金申請手続きの流れ】</p> <pre> graph TD subgraph Contractor [改修工事施工業者] C1[] C2[] end subgraph Corporation [グループホーム 運営法人] CO1[] CO2[] end subgraph City [名古屋市 (障害者支援課)] CI1[] CI2[] end C1 -- ① 改修工事依頼 --> CO1 CO2 -- ② 見積書・図面の作成 --> C2 CO1 -- ③ 補助金交付申請 --> CI1 CI2 -- ④ 補助金交付決定 --> CO2 CO1 -- ⑤ 改修工事開始・完了 --> C1 C2 -- ⑥ 改修工事費支払 --> CO1 CO1 -- ⑦ 補助金実績報告 --> CI1 CI2 -- ⑧ 補助金額確定・支払 --> CO2 </pre>

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(新規) 民間障害者グループホームの整備補助	草案頁	28頁												
予 定 額	30,515千円														
事業の概要	<p>1 趣旨 既存の障害者グループホームを地域生活支援拠点事業所として整備するための補助を行う。</p> <p>2 施設概要</p> <table border="1" data-bbox="461 763 1321 1615"> <tr> <td data-bbox="461 763 708 880">整備予定地</td> <td data-bbox="708 763 1321 880">西区笹塚町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 880 708 1155">事業内容</td> <td data-bbox="708 880 1321 1155"> 共同生活援助 14人→15人 (障害者グループホーム) 短期入所 0人→2人 【地域生活支援拠点事業所】 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1155 708 1272">整備内容</td> <td data-bbox="708 1155 1321 1272">大規模修繕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1272 708 1386">建物構造</td> <td data-bbox="708 1272 1321 1386">鉄骨造3階建</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1386 708 1503">延床面積</td> <td data-bbox="708 1386 1321 1503">547.40㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1503 708 1615">運営主体</td> <td data-bbox="708 1503 1321 1615">社会福祉法人よつ葉の会</td> </tr> </table> <p>3 整備年度 令和2年度</p> <div data-bbox="1082 1742 1412 1854">   </div>			整備予定地	西区笹塚町	事業内容	共同生活援助 14人→15人 (障害者グループホーム) 短期入所 0人→2人 【地域生活支援拠点事業所】	整備内容	大規模修繕	建物構造	鉄骨造3階建	延床面積	547.40㎡	運営主体	社会福祉法人よつ葉の会
整備予定地	西区笹塚町														
事業内容	共同生活援助 14人→15人 (障害者グループホーム) 短期入所 0人→2人 【地域生活支援拠点事業所】														
整備内容	大規模修繕														
建物構造	鉄骨造3階建														
延床面積	547.40㎡														
運営主体	社会福祉法人よつ葉の会														
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2560 (内線2560)														

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>補助金 30,515千円</p>
----------------------	---------------------

【整備予定地】





事業の詳細

【地域生活支援拠点事業所とは】

地域において、障害のある方の「体験の機会・場」としてのグループホーム及び「緊急時の受け入れ・対応」としての短期入所の機能を組み合わせた事業所をいう。

令和2年度主な施策等一覧




健康福祉局

事 項	(新規) 民間障害者グループホームの スプリンクラー等整備補助	草案頁	28頁									
予 定 額	20,233千円											
事業の概要	<p>1 趣旨 平成25年の消防法施行令等の一部改正により、障害者グループホーム等における消防設備の設置基準が見直され、スプリンクラー設備の設置等の対象範囲が拡大された。 平成26年度末時点で重度者（障害支援区分4以上）の割合がおおむね8割を超えないために設置義務のなかった既存のグループホーム等について、今後、重度化等により新たに設置義務が生じることが想定されることから、令和元年度に引き続き、あらかじめ整備を行う場合の費用の一部に対して補助を行う。</p> <p>2 補助内容</p> <table border="1" data-bbox="437 1021 1402 1323"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対 象 施 設</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>重度者の割合がおおむね8割を超えることが早期に見込まれる</td> <td>基準額の3/4を補助 基準額20.7千円/m²</td> </tr> <tr> <td>消火ポンプユニット</td> <td>障害者グループホーム等</td> <td>基準額の3/4を補助 基準額3,090千円/か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 設置予定数 6か所</p> <p><参考> 平成26年度末時点で重度者の割合がおおむね8割を超えスプリンクラー設備の設置が義務付けられた障害者グループホーム等については、経過措置期間内（平成27～29年度）に対応済</p> <div style="text-align: right;">   </div>			区 分	対 象 施 設	補 助 額	スプリンクラー設備	重度者の割合がおおむね8割を超えることが早期に見込まれる	基準額の3/4を補助 基準額20.7千円/m ²	消火ポンプユニット	障害者グループホーム等	基準額の3/4を補助 基準額3,090千円/か所
区 分	対 象 施 設	補 助 額										
スプリンクラー設備	重度者の割合がおおむね8割を超えることが早期に見込まれる	基準額の3/4を補助 基準額20.7千円/m ²										
消火ポンプユニット	障害者グループホーム等	基準額の3/4を補助 基準額3,090千円/か所										
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2560（内線2560）											

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>補助金 20,233千円</p>																					
<p>事業の詳細</p>	<p>【グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置基準】</p> <table border="1" data-bbox="435 394 1406 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 394 759 584">区 分</th> <th data-bbox="759 394 1082 584">障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超える</th> <th data-bbox="1082 394 1406 584">障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超えない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 584 759 775">平成27年 3月31日まで</td> <td data-bbox="759 584 1082 775">延べ面積 275㎡以上</td> <td data-bbox="1082 584 1406 775">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 775 759 963">平成27年 4月1日から</td> <td data-bbox="759 775 1082 963">すべてのグループ ホーム等</td> <td data-bbox="1082 775 1406 963">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 967 1401 1086">※ 消防法令の改正に伴い、平成26年度末時点で新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられたグループホーム等については、3年間の経過措置期間あり（平成27～29年度）</p> <p>【これまでの補助実績】</p> <table border="1" data-bbox="435 1236 1406 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1236 624 1346">年度</th> <th data-bbox="624 1236 1406 1346">スプリンクラー設備及び消火ポンプユニット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1346 624 1451">27</td> <td data-bbox="624 1346 1406 1451">13か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1451 624 1556">28</td> <td data-bbox="624 1451 1406 1556">11か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1556 624 1662">29</td> <td data-bbox="624 1556 1406 1662">20か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1662 624 1767">30</td> <td data-bbox="624 1662 1406 1767">10か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1767 624 1877">合計</td> <td data-bbox="624 1767 1406 1877">54か所</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 1881 1401 2000">※ 平成30年度から、平成26年度末時点で設置義務のなかったグループホーム等について、あらかじめスプリンクラー設備整備を行う場合の費用に対する補助を実施</p>	区 分	障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超える	障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超えない	平成27年 3月31日まで	延べ面積 275㎡以上	—	平成27年 4月1日から	すべてのグループ ホーム等	—	年度	スプリンクラー設備及び消火ポンプユニット	27	13か所	28	11か所	29	20か所	30	10か所	合計	54か所
区 分	障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超える	障害支援区分4以上の者がおおむね8割を超えない																				
平成27年 3月31日まで	延べ面積 275㎡以上	—																				
平成27年 4月1日から	すべてのグループ ホーム等	—																				
年度	スプリンクラー設備及び消火ポンプユニット																					
27	13か所																					
28	11か所																					
29	20か所																					
30	10か所																					
合計	54か所																					

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(新規) 民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	草案頁	29頁
予 定 額	205,900千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針に基づき、民間鉄道駅舎のバリアフリー化設備の設置に対して補助を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 名鉄本笠寺駅 ア 整備内容 エレベーター3基、多機能トイレ等 イ スケジュール 令和2～3年度 工事</p> <p>(2) JR金山駅（東海道本線上下ホーム） ア 整備内容 可動式ホーム柵 イ スケジュール 令和元年度 設計 令和元～3年度 工事</p> <p>3 補助内容 事業にかかる経費の1/3を補助 (国1/3 市1/3 事業者1/3)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">    </div>		
担 当 課	障害福祉部 障害企画課 電話972-2538 (内線2538)		

予 定 額 訳 内	補助金 205,900千円 (名鉄本笠寺駅 110,000千円) (JR金山駅 95,900千円)																																		
事業の詳細	<p>1 名鉄本笠寺駅</p> <p>(1) スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="443 405 1394 689"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">2年度</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3年度</td> </tr> <tr> <td>工事 (エレベーター昇降路)</td> <td>工事 (エレベーター、多機能トイレ、誘導ブロック、階段手すり等)</td> </tr> </table> <p>(2) 工事費</p> <table border="1" data-bbox="443 763 1394 987"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">予 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">330,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">970,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,300,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和2年度補助額 110,000千円 (工事費 330,000千円の1/3)</p> <p>2 JR金山駅 (東海道本線上下ホーム)</p> <p>(1) スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="435 1227 1394 1603"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">令和元年度</th> <th style="text-align: center;">2年度</th> <th style="text-align: center;">3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上り線</td> <td>工事 (柵製作・設置)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下り線</td> <td>設計</td> <td>工事 (柵製作・設置)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事費</p> <table border="1" data-bbox="443 1677 1394 1951"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">予 定 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: right;">40,200千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: right;">287,700千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: right;">143,800千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">471,700千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和2年度補助額 95,900千円 (工事費 287,700千円の1/3)</p>	2年度	3年度	工事 (エレベーター昇降路)	工事 (エレベーター、多機能トイレ、誘導ブロック、階段手すり等)	区 分	予 定 額	令和2年度	330,000千円	令和3年度	970,000千円	計	1,300,000千円	区 分	令和元年度	2年度	3年度	上り線	工事 (柵製作・設置)			下り線	設計	工事 (柵製作・設置)		区 分	予 定 額	令和元年度	40,200千円	令和2年度	287,700千円	令和3年度	143,800千円	計	471,700千円
2年度	3年度																																		
工事 (エレベーター昇降路)	工事 (エレベーター、多機能トイレ、誘導ブロック、階段手すり等)																																		
区 分	予 定 額																																		
令和2年度	330,000千円																																		
令和3年度	970,000千円																																		
計	1,300,000千円																																		
区 分	令和元年度	2年度	3年度																																
上り線	工事 (柵製作・設置)																																		
下り線	設計	工事 (柵製作・設置)																																	
区 分	予 定 額																																		
令和元年度	40,200千円																																		
令和2年度	287,700千円																																		
令和3年度	143,800千円																																		
計	471,700千円																																		

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(新規)フレイル対策の推進	草案頁	75頁
予 定 額	7,000千円		
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>健康寿命の延伸に向け、加齢とともに心身の活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間段階にあるフレイルを予防するとともに早期に発見し、適切な介入と支援を行うことで要介護状態になることを未然に防ぐ必要がある。そこで、現在の心身の状況を知り、介護予防に取り組むきっかけとなることを目的としたフレイルテストの実施やフレイルサポーターの養成などに取り組む。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) フレイルテストの実施</p> <p>65歳以上を対象に簡易判定できる本市独自のテスト項目として、自分で行うセルフテスト用とフレイルサポーターが行う測定会用の2種類を作成</p> <p><確認項目案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフテスト用…社会参加の状況、心身の状態 等 ・測定会用…握力、ふくらはぎの太さ、えん下力 等 <p>(2) フレイルサポーターの養成</p> <p>認知症予防リーダーを対象に高齢者サロン等において測定会やフレイルの普及、啓発を行うサポーターを養成</p> <p><参考：認知症予防リーダーとは></p> <p>認知症予防に係る知識や技術を習得し、地域において普及、啓発を行うために、福祉会館にて養成した地域の高齢者</p>		
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話972-2549 (内線2549)		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>報償費 290千円 需用費 3,693千円 委託料 2,000千円 備品購入費 1,017千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>(1) フレイルテストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上を対象に簡易判定できる本市独自のテスト項目として、自分で行うセルフテスト用とフレイルサポーターが行う測定会用の2種類を専門家と相談のうえ作成 ・フレイルテスト項目や相談先等を掲載したPR用リーフレットを作成し、周知、啓発を実施 <p><確認項目案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフテスト用…社会参加の状況、心身の状態 等 ・測定会用…握力、ふくらはぎの太さ、えん下力 等 <p>(2) フレイルサポーターの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防リーダーを対象に高齢者サロン等において測定会やフレイルの普及、啓発を行うサポーターを養成 ・サポーターの養成にあたっては、養成研修会を委託により実施 <p><参考：認知症予防リーダーとは></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に係る知識や技術を習得し、高齢者サロン等において普及、啓発を行うために、福社会館にて養成した地域の高齢者 ・平成30年度末養成数 623名 ・平成30年度実績 リーダー派遣延数 3,140名 派遣先参加者数 23,969名

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局
子ども青少年局

事 項	(拡充) 外国人技能実習生 (介護職種) 受入 支援事業	草案頁	21頁 25頁 27頁							
予 定 額	<table border="0"> <tr> <td>15,360千円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td> <td>健康福祉局</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども青少年局</td> <td>360千円</td> </tr> </table>			15,360千円	(健康福祉局	15,000千円		子ども青少年局	360千円
15,360千円	(健康福祉局	15,000千円							
		子ども青少年局	360千円							
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>平成29年11月に外国人技能実習制度に「介護職種」が追加されたが、技能実習生を介護事業所等で雇用する際には、日本語や介護実務などを学ぶ入国後講習の受講が必須となっていることから、入国後講習に係る費用を補助することで、介護事業所等の負担軽減を図る。</p> <p>2 補助対象</p> <p>外国人技能実習生を受け入れる市内の介護事業所、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等</p> <p>3 補助内容</p> <p>(1) 対象経費</p> <p>入国後講習に係る費用 (講習費、宿泊費、光熱水費など)</p> <p>(2) 助成額</p> <p>対象経費の4分の3、上限額12万円/人</p> <div style="text-align: right;">   </div>									
担 当 課	<p>【介護事業所に関すること】</p> <p>高齢福祉部 介護保険課 電話972-2591 (内線2591)</p> <p>【障害福祉サービス事業所等に関すること】</p> <p>障害福祉部 障害者支援課 電話972-2558 (内線2558)</p> <p>【障害児通所支援事業所等に関すること】</p> <p>子育て支援部 子ども福祉課 電話972-2516 (内線2516)</p>									

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>補助金 15,360千円</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">健康福祉局</td> <td style="padding: 0 10px;">15,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">子ども青少年局</td> <td style="padding: 0 10px;">360千円</td> </tr> </table>	健康福祉局	15,000千円	子ども青少年局	360千円		
健康福祉局	15,000千円						
子ども青少年局	360千円						
<p>事業の詳細</p>	<p>1 事業内容</p> <p>外国人技能実習生を受け入れる介護事業所等からの申請に基づき、入国後講習に係る費用の一部を助成</p> <p>2 入国後講習の概要</p> <p>外国人技能実習生が入国した後の必須講習であり、講習施設において日本の生活一般、日本語及び介護技術の基礎知識の教育を実施（主に1か月程度）。</p> <p>介護事業所等は、講習施設に対して講習費用を支出するため、当該費用の4分の3（上限額120千円/人）を、介護事業所等に対して助成する。</p> <p>3 補助対象</p> <p>市内の介護事業所等を対象とし、総計128名を想定</p> <p>（内訳）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>・介護事業所</td> <td style="text-align: right;">120千円×120名＝14,400千円</td> </tr> <tr> <td>・障害福祉サービス事業所等</td> <td style="text-align: right;">120千円×5名＝600千円</td> </tr> <tr> <td>・障害児通所支援事業所等</td> <td style="text-align: right;">120千円×3名＝360千円</td> </tr> </table>	・介護事業所	120千円×120名＝14,400千円	・障害福祉サービス事業所等	120千円×5名＝600千円	・障害児通所支援事業所等	120千円×3名＝360千円
・介護事業所	120千円×120名＝14,400千円						
・障害福祉サービス事業所等	120千円×5名＝600千円						
・障害児通所支援事業所等	120千円×3名＝360千円						

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(拡充) 認知症施策の推進	草案頁	21頁
予 定 額	77,495千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちの実現を目指し、令和2年4月に施行予定である、「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例(仮称)」の周知を図るとともに、認知症の人が起こした事故への損害賠償補償制度の実施等により、さらなる認知症施策の推進を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 条例の周知(拡充) 条例について、幅広く市民や事業者等に対して周知を図るため、広報なごや特集号及び広報チラシを作成・配布し、広報啓発を実施</p> <p>(2) 認知症の人が起こした事故への損害賠償補償制度(新規) 対象者：認知症の診断を受けた名古屋市民 保険料本人負担：無料 補償上限額 個人賠償責任保険：2億円 見舞金：3,000万円(被害者が名古屋市民で死亡等の場合) 15万円(被害者が名古屋市民以外で死亡の場合) 実施時期：令和2年10月</p> <p>(3) 認知症疾患医療センターの開設準備(拡充) 現在3か所指定している認知症疾患医療センターについて、4か所目を令和3年度に開設するための準備を実施</p> <p>(4) 名古屋市立大学と連携した認知症研究(新規) 名古屋市立大学において認知症の診断等に係る新技術等の研究に関する寄附講座を開設</p> <div style="text-align: right;">   </div>		
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話972-2549(内線2549)		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>(1) 条例の周知 需用費など7,000千円</p> <p>(2) 認知症の人が起こした事故への損害賠償補償制度 委託料など29,495千円</p> <p>(3) 認知症疾患医療センターの開設準備 委託料など1,000千円</p> <p>(4) 名古屋市立大学と連携した認知症研究 寄附金40,000千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>(1) 条例の周知 条例及び条例に掲げる認知症施策についての広報チラシを令和2年4月頃から配布するとともに、令和2年10月頃に、認知症に関する広報なごや特集号を市内全戸に配布する。</p> <p>(2) 認知症の人が起こした事故への損害賠償補償制度 認知症の人が起こした事故について、認知症の人またはその家族が賠償責任を負った場合にそれを補償する個人賠償責任保険と、誰も賠償責任を負わない場合に被害者に支給される見舞金からなる補償制度を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者見込：3,600人（令和2年度） ・申請方法：郵送による申請 ・申請受付および問合せ先：認知症相談支援センター <p>(3) 認知症疾患医療センターの開設準備 認知症の鑑別診断や周辺症状・身体合併症などの急性期治療等を実施する専門的機関である認知症疾患医療センターを令和3年4月に指定するため、指定候補病院を選定し、令和3年1月から3月にかけて当該病院に開設準備業務を委託する。</p> <p>(4) 名古屋市立大学と連携した認知症研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附期間：5年間（令和2年度～令和6年度） ・研究内容：名古屋市立大学大学院医学研究科「脳神経科学研究所」などで取り組んでいる基礎研究を人に応用できるような臨床研究への橋渡し研究など

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(拡充) 成年後見あんしんセンターの運営	草案頁	21頁 28頁
予 定 額	58,025千円		
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>成年後見制度の利用促進を図るため、令和2年4月に施行予定の「名古屋市成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度に関する広報啓発や、専門相談等を実施する名古屋市成年後見あんしんセンターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と位置付け、相談支援体制等の強化を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>成年後見あんしんセンターの職員を4人増員し、地域の相談支援機関等に対するアウトリーチ型のバックアップ支援を行い、地域連携ネットワークの構築を図るとともに、広報・啓発等の取り組みの充実を図る。</p> <p><主な拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関等へのセンター職員や法律・福祉の専門職派遣 ・申立手続きに関する説明会、親族後見人向け研修会の開催 ・地域課題の情報共有や支援策の検討を行う協議会の運営 <p>3 実施時期</p> <p>令和2年7月</p>		
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話972-2549 (内線2549)		

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>報償費 93千円 需用費 2千円 委託料 57,930千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 成年後見あんしんセンターの概要 (1) 事業開始 平成22年10月 (2) 運営法人 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 (3) 契約期間 平成27年4月～令和2年3月 (次期の契約については、プロポーザル方式による選考を実施) (4) 職員体制(予算上の人員基準) 責任者1名、事務員3名以上 (5) 主な事業内容 ・成年後見制度に関する専門相談・申立支援 ・成年後見制度に関する広報・啓発 ・市民後見人候補者養成研修 ・市民後見人候補者バンクの設置・運営 ・市民後見人の受任調整 ・市民後見人の活動支援及び監督 ・法人後見支援事業</p> <p>2 主な拡充内容 (1) 相談支援機関等へのセンター職員や法律・福祉の専門職派遣 いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談支援機関や支援者によるケース会議に、センター職員や法律・福祉の専門職を派遣し、権利擁護に関する相談への対応や支援策の検討を行う。</p> <p>(2) 申立手続きに関する説明会、親族後見人向け研修会の開催 親族や福祉関係者向けに申立に関する説明会を開催し、申立方法等を学ぶ機会を提供する。また、親族後見人向けの研修会を開催し、後見業務に関する理解や家庭裁判所への報告書類等の作成の支援を行う。</p> <p>(3) 地域課題の情報共有や支援策の検討を行う協議会の運営 法律・福祉等の専門職団体や相談支援機関、家庭裁判所等の関係機関による協議会を設置し、構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関となる成年後見あんしんセンターの取り組み等に対する協議や、地域課題の情報共有、支援策の検討等を行う。</p>

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(拡充) 高齢者就業支援の推進	草案頁	22頁
予 定 額	9,000千円		
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>高齢者就業支援センターの機能を拡充し、高齢者の就業に向けた様々なニーズに対応するとともに、広報啓発を行うことにより、高齢者の就業促進に向けた環境整備と機運醸成を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 高齢者就業支援センターの機能拡充等</p> <p>ア ハローワークの窓口の設置 (令和2年10月頃)</p> <p>ハローワークの窓口を設置し、職業紹介を実施する。</p> <p>イ 高齢者就業促進イベント</p> <p>個性・体力・処理力を測定し、仕事の適性などを示したうえで就業相談を行うことにより就業意欲を喚起する。</p> <p>ウ 企業啓発セミナー</p> <p>企業の人事担当者等を対象として、具体的な事例を交えながら高齢者採用に向けた働きかけを行い、高齢者が就業しやすい環境を整備する。</p> <p>(2) 高齢者就業促進に向けた広報</p> <p>65歳及び70歳に到達する方に対して、高齢者の就業促進に向けた個別案内を送付する。</p> <div style="text-align: right;">   </div>		
担 当 課	高齢福祉部 高齢福祉課 電話 972-4627 (内線4627)		

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>老人福祉総務費 4,000千円 (報酬 1,022千円 委託料 2,978千円) 老人福祉施設費 5,000千円 (委託料)</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>(1) 高齢者就業支援センターの機能拡充等 (指定管理業務として実施)</p> <p>ア ハローワークの窓口設置 高齢者就業支援センターにハローワークの相談員を常時配置し55歳以上の求職者への職業紹介を行う。 高齢者就業支援センターの技能講習、自主事業支援や、シルバー人材センターの短期就労などの取り組みに、新たにハローワークによる職業紹介機能が加わり、高齢者就労の様々なニーズに対して、ワンストップかつ三位一体で幅広く対応することが可能となる。 配置人数 : 2名を想定 開始予定日 : 令和2年10月13日 (火)</p> <p>イ 高齢者就業促進イベント 個性・体力・処理力を測定し、仕事の適性などを示したうえで就業相談を行うことにより就業意欲を喚起する。 開催回数 : 2回 規 模 : 1回当たり来場者100名程度を想定</p> <p>ウ 企業啓発セミナー 企業の人事担当者等を対象として、具体的な事例を交えながら高齢者採用に向けた働きかけを行い、高齢者が就業しやすい環境を整備する。 開催回数 : 1回 規 模 : 地元企業採用担当者100社程度</p> <p>(2) 高齢者就業促進に向けた広報 (市直接執行) 65歳及び70歳に到達する者に対して、高齢者の就業促進に向けた個別案内を送付する。 送付数見込 : 60,000人 (65歳 : 25,000人 70歳 : 35,000人) 送付方法 : 通達員による送付</p>

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局
子ども青少年局

事 項	(拡充) 上飯田福祉会館・上飯田児童館のセミ リニューアル改修	草案頁	22頁 26頁
予 定 額	233,378千円 $\left(\begin{array}{ll} \text{健康福祉局} & 145,000\text{千円} \\ \text{子ども青少年局} & 88,378\text{千円} \end{array} \right)$		
事業の概要	<p>1 趣旨 上飯田福祉会館・上飯田児童館は昭和47年度に開設されており、建物や設備の老朽化が著しいことから、セミリニューアル改修を実施する。</p> <p>2 内容 外壁・屋上防水工事や設備機器等の部分的な更新を実施</p> <p>3 工事期間 令和2年6月～令和3年3月</p> <p>4 その他 工事期間中には、事業を一部縮小し、代替施設での運営を継続</p> <p>(参考) 上飯田福祉会館・上飯田児童館 住 所：北区上飯田南町1丁目45番地の4 開設年度：昭和47年度 施設構成：1階・2階 上飯田福祉会館 3階・4階 上飯田児童館</p>  		
担 当 課	<p>(健康福祉局) 高齢福祉部 高齢福祉課 電話972-2542 (内線2542)</p> <p>(子ども青少年局) 子ども未来企画部 青少年家庭課 電話972-3256 (内線3256)</p>		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>老人福祉施設整備費 133,000千円（工事請負費） 老人福祉施設費 12,000千円（使用料及び賃借料）</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 セミリニューアル改修 セミリニューアル改修は、構造体の残りの寿命が20年程度の場合、機能回復を主な目的とし、内外装や設備機器の部分的な更新・改修をまとめて整備するもの。</p> <p>2 工事期間中の対応（予定） （1）代替施設で運営を継続する事業 健康相談、生活相談、電話相談、趣味・教養講座、機能回復訓練、認知症予防事業</p> <p>（2）休止する事業 入浴事業、自由利用（囲碁・将棋等）、同好会・クラブ活動への貸室</p>

令和2年度主な施策等一覧


健康福祉局

事 項	(拡充) 八事福社会館移転改築の設計	草案頁	22頁
予 定 額	13,000千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 八事福社会館は、土地を宗教法人興正寺より無償貸与されており、令和3年11月が貸借期限であることから、移転の必要があり、令和元年度は民間活力を活用した整備手法等の検討を進めてきたところであるが、事業実施に向けた調査の結果等を踏まえ、民間活力を活用した敷地の有効活用と合わせた本市施工による移転改築とし、令和2年度についてはその設計を実施する。</p> <p>2 移転予定地 (1) 住 所 昭和区御器所通 (2) 敷地面積 約560㎡ (3) 建ぺい率・容積率 80%・300%</p> <p>3 スケジュール 令和2年度 設計 令和3年度 工事 令和4年度 開設</p> <p>(参考) 八事福社会館 住 所：昭和区八事本町1丁目100番地の14 開設年度：昭和46年度</p> <div style="text-align: right;">   </div>		
担 当 課	高齢福祉部 高齢福祉課 電話972-2542 (内線2542)		

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>老人福祉施設整備費 13,000千円（委託料）</p>																																								
<p>事業の詳細</p>	<p>1 整備手法の変更 平成28年度より、民間活力を活用した整備手法を検討してきたが、これまでの調査ならびに関係局との調整の結果、市費による整備コストと比較して効果が薄いことに加え、民間事業者の入札がないなどの懸念があると見込まれることから、市費による整備へと手法を変更するもの。 なお、整備手法の変更に伴い、福祉会館の開設年度が1年2カ月程順延する見込みである。</p> <p>2 整備手法の変更内容</p> <table border="1" data-bbox="435 734 1401 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転場所</td> <td>昭和区御器所通</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>整備手法</td> <td>定期借地権による民間活力活用</td> <td>住宅都市局発注による市費整備</td> </tr> <tr> <td>施設概要</td> <td>福祉会館と民間施設の複合施設</td> <td>福祉会館単独施設</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>名古屋市が所有</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td>民間事業者が所有 福祉会館部分を名古屋市が賃借</td> <td>名古屋市が所有</td> </tr> <tr> <td>整備費用</td> <td>民間事業者が負担</td> <td>名古屋市が負担</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>民間活力による敷地の有効活用を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 スケジュールの変更</p> <table border="1" data-bbox="419 1536 1417 1977"> <thead> <tr> <th></th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令 和 元 年 度</td> <td>地盤調査・測量・不動産鑑定 民間事業者の公募、設計</td> <td>地盤調査・測量・不動産鑑定 移転改築の基本計画案検討</td> </tr> <tr> <td>令 和 2 年 度</td> <td>民間事業者による建設工事</td> <td>市発注による設計</td> </tr> <tr> <td>令 和 3 年 度</td> <td>福祉会館の移転・開設</td> <td>市発注による建設工事 ※令和4年度まで継続</td> </tr> <tr> <td>令 和 4 年 度</td> <td></td> <td>福祉会館の移転・開設</td> </tr> </tbody> </table>			変 更 前	変 更 後	移転場所	昭和区御器所通	同左	整備手法	定期借地権による民間活力活用	住宅都市局発注による市費整備	施設概要	福祉会館と民間施設の複合施設	福祉会館単独施設	土 地	名古屋市が所有	同左	建 物	民間事業者が所有 福祉会館部分を名古屋市が賃借	名古屋市が所有	整備費用	民間事業者が負担	名古屋市が負担	そ の 他		民間活力による敷地の有効活用を実施		変 更 前	変 更 後	令 和 元 年 度	地盤調査・測量・不動産鑑定 民間事業者の公募、設計	地盤調査・測量・不動産鑑定 移転改築の基本計画案検討	令 和 2 年 度	民間事業者による建設工事	市発注による設計	令 和 3 年 度	福祉会館の移転・開設	市発注による建設工事 ※令和4年度まで継続	令 和 4 年 度		福祉会館の移転・開設
	変 更 前	変 更 後																																							
移転場所	昭和区御器所通	同左																																							
整備手法	定期借地権による民間活力活用	住宅都市局発注による市費整備																																							
施設概要	福祉会館と民間施設の複合施設	福祉会館単独施設																																							
土 地	名古屋市が所有	同左																																							
建 物	民間事業者が所有 福祉会館部分を名古屋市が賃借	名古屋市が所有																																							
整備費用	民間事業者が負担	名古屋市が負担																																							
そ の 他		民間活力による敷地の有効活用を実施																																							
	変 更 前	変 更 後																																							
令 和 元 年 度	地盤調査・測量・不動産鑑定 民間事業者の公募、設計	地盤調査・測量・不動産鑑定 移転改築の基本計画案検討																																							
令 和 2 年 度	民間事業者による建設工事	市発注による設計																																							
令 和 3 年 度	福祉会館の移転・開設	市発注による建設工事 ※令和4年度まで継続																																							
令 和 4 年 度		福祉会館の移転・開設																																							

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(拡充) 第6期障害福祉計画の策定	草案頁	26頁
予 定 額	5,040千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 障害者総合支援法に基づき、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定める第6期障害福祉計画を策定する。 なお、児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画と一体的に策定する。</p> <p>2 内容 障害者施策推進協議会及びその専門部会において検討、協議</p> <p>3 計画期間 令和3～5年度</p> <p>4 スケジュール 令和2年4～11月 専門部会にて検討 障害者施策推進協議会にて計画素案の策定 令和3年 1～2月 パブリックコメントの実施 3月 計画の策定及び公表</p> 		
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2558 (内線2558)		

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>報償費 1, 5 7 8 千円 需用費 8 8 7 千円 役務費 6 8 千円 委託料 2, 5 0 7 千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 専門部会の設置 障害者施策推進協議会のもとに次期障害福祉計画を策定のための専門部会を設置し、学識経験者、障害福祉事業従事者を構成員として審議を行う 令和2年4月より計6回の開催予定。</p> <p>(予算) 報償費 1, 5 7 8 千円 委託料 2, 5 0 7 千円</p> <p>2 パブリックコメントの実施 次期障害福祉計画案に対する市民意見聴取のため、パブリックコメントを実施する。</p> <p>(時期) 令和3年1～2月の実施予定</p>

令和2年度主な施策等一覧



健康福祉局

事 項	(拡充) 重度訪問介護利用者の大学修学支援	草案頁	27頁
予 定 額	4,600千円		
事業の概要	<p>1 趣旨 重度訪問介護利用者に対して大学等への通学及び構内での移動等の際に必要となる支援を移動支援事業として実施する。</p> <p>2 内容 (1) 対象者 重度訪問介護の対象者</p> <p>(2) 支援内容 大学等が当該障害者への支援体制を構築できるまでの間、大学等への通学及び構内で移動する際の介助（座位保持、体位交換など）、食事の介助、トイレの介助、受講の補助等を支援する。</p> <p><参考> 重度訪問介護の対象者とは、障害支援区分が4以上であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 以下の(ア)及び(イ)に該当する者 (ア) 二肢以上に麻痺等があること (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定</p> <p>(2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p> <div style="text-align: right;">   </div>		
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2639 (内線2639)		

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>扶助費 4, 6 0 0 千円</p>	
<p>事業の詳細</p>	<p>対象者</p>	<p>重度訪問介護の対象となり、以下の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学後に停学その他の処分を受けていないこと。 ・入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の取得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学習の意欲に欠ける者ではないこと。
<p>修学先要件</p>	<p>学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校で以下の要件を満たす学校とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生の支援について、協議、検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署、相談窓口が設定されていること。 ・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。 	
<p>支援内容</p>	<p>大学等が当該障害者への支援体制を構築できるまでの間、大学等への通学及び構内で移動する際の介助（座位保持、体位交換など）、食事の介助、トイレの介助、受講の補助等を支援する。</p>	

令和2年度主な施策等一覧


スポーツ市民局（健康福祉局）
健 康 福 祉 局

事 項	(拡充) 障害者スポーツ実施環境の整備等	草案頁	28頁															
予 定 額	66,600千円	<table border="1"> <tr> <td>スポーツ市民局</td> <td>53,600千円</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>13,000千円</td> </tr> </table>		スポーツ市民局	53,600千円	健康福祉局	13,000千円											
スポーツ市民局	53,600千円																	
健康福祉局	13,000千円																	
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックや2026年の開催に向けた検討を行っているアジアパラ競技大会など、障害者スポーツ振興の重要性が一層高まっていることを受け、本市唯一の障害者スポーツの拠点施設である名古屋市障害者スポーツセンターを中心に、障害者スポーツの振興をさらに推進する。</p> <p>2 内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な拡充事業</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者スポーツの実施環境整備</td> <td>スポーツ施設利用促進マニュアル作成、指定管理者対象研修実施、障害者スポーツセンター改修等</td> <td>スポーツ市民局</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツの理解促進・普及啓発</td> <td>パラリンピック聖火フェスティバル、各種障害者スポーツの体験、でらスポ名古屋との連携等</td> <td>スポーツ市民局</td> </tr> <tr> <td>支える人材の育成・確保</td> <td>障害者スポーツフォーラム開催、福祉施設職員向け出張研修会、学生インターン受入等</td> <td>スポーツ市民局</td> </tr> <tr> <td>競技力向上</td> <td>競技用補装具マッチング支援（ラボ）</td> <td>スポーツ市民局 健康福祉局</td> </tr> </tbody> </table>			区分	主な拡充事業	所管局	障害者スポーツの実施環境整備	スポーツ施設利用促進マニュアル作成、指定管理者対象研修実施、障害者スポーツセンター改修等	スポーツ市民局	障害者スポーツの理解促進・普及啓発	パラリンピック聖火フェスティバル、各種障害者スポーツの体験、でらスポ名古屋との連携等	スポーツ市民局	支える人材の育成・確保	障害者スポーツフォーラム開催、福祉施設職員向け出張研修会、学生インターン受入等	スポーツ市民局	競技力向上	競技用補装具マッチング支援（ラボ）	スポーツ市民局 健康福祉局
	区分	主な拡充事業	所管局															
	障害者スポーツの実施環境整備	スポーツ施設利用促進マニュアル作成、指定管理者対象研修実施、障害者スポーツセンター改修等	スポーツ市民局															
	障害者スポーツの理解促進・普及啓発	パラリンピック聖火フェスティバル、各種障害者スポーツの体験、でらスポ名古屋との連携等	スポーツ市民局															
	支える人材の育成・確保	障害者スポーツフォーラム開催、福祉施設職員向け出張研修会、学生インターン受入等	スポーツ市民局															
競技力向上	競技用補装具マッチング支援（ラボ）	スポーツ市民局 健康福祉局																
			 															
担 当 課	障害福祉部 障害企画課 電話972-2587（内線2587）																	

<p>予 定 額 訳 内</p>	<p>スポーツ市民局 委託料 41,300千円 <u>工事請負費 12,300千円</u> 計 53,600千円</p> <p>健康福祉局 委託料 13,000千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 障害者スポーツの実施環境整備 【スポーツ市民局】 16,200千円 ・スポーツ施設利用促進マニュアルを作成 ・スポーツ施設指定管理者の対象の研修 ・障害者スポーツセンターの改修</p> <p>2 障害者スポーツの理解促進・普及啓発 【スポーツ市民局】 34,100千円 ・東京パラ聖火フェスティバル ・VR機器を用いた障害者スポーツ体験 ・障害者スポーツPR動画 ・障害者スポーツセンターウェブサイトリニューアル ・「でらスポ名古屋」との連携 ・各区スポーツセンターにおける障害者スポーツ体験会 ・市内小中学校での障害者スポーツ体験</p> <p>3 支える人材の育成・確保 【スポーツ市民局】 2,500千円 ・障害者スポーツフォーラムの開催 ・福祉施設職員向け研修会 ・学生インターンの受入</p> <p>4 競技力向上 【健康福祉局】 13,000千円 ・福祉用具プラザにおいて競技用補装具マッチング支援（ラボ） 【スポーツ市民局】 800千円 ・障害者スポーツセンターに車いすレース用トレーニング器具の配置</p>

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(拡充) はつらつ長寿プランなごや2021の策定	草案頁	29頁
予 定 額	3,200千円		
事業の概要	<p>1 趣 旨 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2021）について、両計画の調和を保つため、一体的に策定する。</p> <p>2 計画の内容 (1) 高齢者保健福祉計画 すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する保健や福祉の目標等を定める。 (2) 介護保険事業計画 介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けられるようにするため、介護保険サービスの種類ごとの見込み量及びその確保方策について定める。</p> <p>3 計画期間 令和3～5年度</p> <p>4 スケジュール 令和2年5～10月 高齢者施策推進協議会の部会にて検討 11月 高齢者施策推進協議会にて計画案を策定 12月 パブリックコメントの実施 令和3年 3月 計画の策定及び公表</p> <div style="text-align: right;">  </div>		
担 当 課	高齢福祉部 高齢福祉課 電話972-2542 (内線2542)		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>老人福祉総務費 2,341千円（報 酬 1,941千円 委託料 400千円） 社会福祉総務費 859千円（需用費 650千円 委託料 209千円）</p>												
<p>事業の詳細</p>	<p>1 高齢者施策推進協議会（以下、推進協） (1) 目的 高齢者施策の総合的な推進をはかり、介護保険制度の運営内容の点検及び本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理並びに次期計画策定等に関して協議を行う機関として設置 (2) 組織 25名以内で、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表者、市民（公募）等をもって組織する</p> <p>2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会（以下、計画部会） (1) 目的 推進協の部会として、高齢者の保健・福祉事業の量の目標や介護サービスの量の見込み、介護保険事業の円滑な実施のための方策に関する検討を行う (2) 組織 計画部会の委員は、推進協委員の一部及び臨時委員をもって組織する</p> <p>3 推進協及び計画部会における検討内容（予定）</p> <table border="1" data-bbox="435 1084 1436 1960"> <tr> <td data-bbox="435 1084 667 1290">令和2年5月</td> <td data-bbox="667 1084 1436 1290"> 第1回計画部会 ・第7期計画実施状況 ・実態調査結果報告 ・高齢者人口・認定者の推移 ・第8期計画策定のための課題整理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1290 667 1417">7月</td> <td data-bbox="667 1290 1436 1417"> 第2回計画部会 ・課題への対応策 ・保険給付費を見込むにあたっての基本的な考え方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1417 667 1543">9月</td> <td data-bbox="667 1417 1436 1543"> 第3回計画部会 ・介護保険料の考え方 ・計画の素案 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1543 667 1628">10月</td> <td data-bbox="667 1543 1436 1628"> 第4回計画部会 ・計画の素案（2回目） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1628 667 1794">11月</td> <td data-bbox="667 1628 1436 1794"> 第1回推進協 ・計画部会における検討状況 ・計画の素案 パブリックコメントの実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1794 667 1960">令和3年3月</td> <td data-bbox="667 1794 1436 1960"> 第2回推進協 ・パブリックコメントの実施結果 ・計画案 第8期計画の公表 </td> </tr> </table>	令和2年5月	第1回計画部会 ・第7期計画実施状況 ・実態調査結果報告 ・高齢者人口・認定者の推移 ・第8期計画策定のための課題整理	7月	第2回計画部会 ・課題への対応策 ・保険給付費を見込むにあたっての基本的な考え方	9月	第3回計画部会 ・介護保険料の考え方 ・計画の素案	10月	第4回計画部会 ・計画の素案（2回目）	11月	第1回推進協 ・計画部会における検討状況 ・計画の素案 パブリックコメントの実施	令和3年3月	第2回推進協 ・パブリックコメントの実施結果 ・計画案 第8期計画の公表
令和2年5月	第1回計画部会 ・第7期計画実施状況 ・実態調査結果報告 ・高齢者人口・認定者の推移 ・第8期計画策定のための課題整理												
7月	第2回計画部会 ・課題への対応策 ・保険給付費を見込むにあたっての基本的な考え方												
9月	第3回計画部会 ・介護保険料の考え方 ・計画の素案												
10月	第4回計画部会 ・計画の素案（2回目）												
11月	第1回推進協 ・計画部会における検討状況 ・計画の素案 パブリックコメントの実施												
令和3年3月	第2回推進協 ・パブリックコメントの実施結果 ・計画案 第8期計画の公表												

令和2年度主な施策等一覧

健康福祉局

事 項	(拡充) いきいき支援センターの相談支援機能の強化	草案頁	75頁
予 定 額	3,828千円		
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>いきいき支援センター（地域包括支援センター）には、財産管理、生活困窮など複数の問題を持つ相談も多数寄せられ、各種相談に対する法的根拠を伴った対応は今後ますます求められている。そうした中、愛知県弁護士会と連携し、担当弁護士によるセンター職員への支援を定期的実施し、気軽に相談できる関係を築き、センターの相談支援機能の強化を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>担当弁護士が市内29か所のいきいき支援センターに隔月訪問し、以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の法的問題についての助言 ・法的問題を抱えた個別ケース会議に出席 ・研修の実施 		
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話972-2549（内線2549）		

<p>予 定 額 内 訳</p>	<p>委託料 3, 8 2 8 千円</p>
<p>事業の詳細</p>	<p>1 趣旨</p> <p>いきいき支援センター（地域包括支援センター）には、財産管理、生活困窮など複数の問題を持つ相談も多数寄せられ、各種相談に対する法的根拠を伴った対応は今後ますます求められている。そうした中、愛知県弁護士会と連携し、担当弁護士によるセンター職員への支援を定期的実施し、気軽に相談できる関係を築き、センターの相談支援機能の強化を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>担当弁護士が市内29か所のいきいき支援センターに2か月に1回定期的に訪問し、お互い顔の見える関係を作り、気軽に弁護士に相談できる仕組みを構築することで、いきいき支援センターの相談支援機能の強化を図るため、以下の支援を実施</p> <p>（弁護士による支援内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の法的問題についての助言 ・法的問題を抱えた個別ケース会議に出席 ・いきいき支援センター職員向け研修の実施 ・上記訪問による支援のほか、随時電話、メール等による相談支援 <p>（派遣に係る委託単価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問1回につき22, 000円